

船橋市教育委員会会議 11月定例会会議録

1. 日 時 平成19年11月20日(火)

開 会 午後2時00分

閉 会 午後2時55分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員

委 員 長	中 原 美 恵
委員長職務代理者	篠 田 好 造
委 員	村 瀬 光 一
委 員	山 本 雅 章
教 育 長	石 毛 成 昌

4. 出席職員

教育次長	村 瀬 光 生
管理部長	松 本 清
学校教育部長	松 本 文 化
生涯学習部長	中 台 雅 幸
管理部参事兼総務課長	宇 都 和 人
学校教育部参事兼学務課長	阿 部 裕
学校教育部参事兼指導課長	石 井 和 明
総合教育センター所長	福 田 衛
施設課長	木 村 和 弘
保健体育課長	清 水 龍 夫
社会教育課長	高 橋 忠 彦
青少年課長	大 野 栄 一
生涯スポーツ課長	石 井 誠
財務課主幹兼課長補佐	武 藤 三 恵 子
文化課副主幹	岸 本 弘 三

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

陳情第 1号 小学校における英語教育についての陳情について

議案第42号 平成20年度船橋市立船橋特別支援学校高等部第1学年入学者募集要項について

第3 報告事項

(1) 第53回船橋市合唱祭について

(2) 平成19年度第59回千葉県民体育大会について

(3) 2007船橋市民マラソン大会実施の報告について

6. 議事の内容

【委員長】

ただいまから教育委員会会議11月定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認についてお諮りいたします。

10月31日に開催いたしました教育委員会会議10月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認します。

今回、教育委員会会議11月定例会の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1名より申し出がありました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【委員長】

傍聴人にお願いがございます。お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されておりますが、念のため、読み上げさせていただきます。1、みだりに傍聴席を離れないこと。

2、私語、談話、拍手等をしないこと。3、議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。4、飲食、喫煙等をしないこと。5、前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、または会議の妨害になるような行為はしないこと。6番、傍聴される方は、すべて係員の指示に従ってください。よろしいでしょうか。

以上、傍聴人の遵守事項についてよく守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。初めに、陳情第1号について審議いたします。この件につきまして、審議参考のため指導課、説明願います。

【指導課長】

陳情第1号「小学校における英語教育についての陳情について」ご説明を申し上げます。

趣旨の1番目、「学識経験者・学校関係者・保護者・市民などの意見を広く公平に募ることを旨とした窓口を設けること」について、初めにご説明いたします。

英語教育につきましては、英語教育推進委員会を年3回開催し、広くご意見を伺いながら推進しているところでございます。構成メンバーとして、英語教育担当の大学教授、小中学校の校長や教務主任の代表、保護者の代表としてPTA連合会の会長、市民の代表として市内英語サークルのメンバーの方に参加していただいております。

英語教育につきましては、今まで指導課で市民の方から広くご意見をお寄せいただいておりますので、引き続き、指導課を窓口としてまいりたいと考えております。

趣旨の2番目ですが、「そのための前段階として、下記の事項について公開をご検討いただきたい」ということで、項目1から項目6までございます。

まず、全体といたしましては、開かれた行政として説明責任なり、情報を公開することが基本的

な姿勢であることを考えておりますので、個人情報等に配慮しながら、船橋市教育委員会ホームページに掲載することは可能であると考えております。

公開の検討として挙げられた各項目について、現状等をご説明いたします。

項目1、「英語教育推進委員会のこれまでと今後の活動について」ですが、英語教育推進委員会につきましては、先ほど申しましたが、年3回開催する予定で、昨年度は5月30日、10月5日、3月23日に開催いたしました。また、今年度の第1回は9月25日に開催しております。英語教育推進委員会では、英語教育推進委員が授業の柱について審議しており、その決定内容につきましては、各学校の担当者を集め、周知するとともに、実施要項や船橋市独自カリキュラムとして提示しております。指導課としましては、英語教育推進委員会の開催日や決定事項等についてホームページに掲載することは可能であると考えております。

項目2、「これまでの授業内容、及びカリキュラム」ですが、今年度、各小学校で実施されておりますカリキュラムは、現在、ふなっコネットに掲載されており、教員が自由に閲覧できるものとなっております。船橋市独自の年間指導計画であるカリキュラム及びレッスンプランをホームページに掲載することは可能だと考えております。

項目3、「船橋市独自の評価方法」についてですが、各小学校に既に文書で通知しておりますが、通知表への記入にあたっては、数値、記号による評定はせず、英語学習の中で児童の様子を文章で記述することを原則としております。なお、通知表の形式や記入については、各学校の裁量で作成することとなっております。教育委員の皆様は、既にご覧になっていますが、指導課といたしましては、学校に通知した文書の中で、評価方法にかかわる記述の部分をホームページに記載することは可能であると考えております。

なお、特区の計画は、内閣府の特区関係のホームページに掲載されておりますので、自由に閲覧できるようになっています。

項目4、「今後の授業のあり方についての検討方法など」についてですが、授業の進め方や教材につきましては、学校の教職員やALT、講師等に対してアンケートを実施することとなっております。その結果を踏まえて、英語教育推進委員会や下部組織である推進研究委員会において協議し、改善を図ってまいりたいと思っております。今後の「授業のあり方」については、英語教育推進委員会で集約した意見を参考にしながら検討してまいりたいと思います。

項目5、「地域の活力がどのような形で活性化されているのかについて」ですが、現在、船橋地区に住む様々な方々を英語指導の非常勤講師として採用しております。市民協働の立場から、今後も市民の方々や学生の学習サポーターの活用を進めてまいりたいと考えております。指導課としましては、英語指導コーディネーターや学習サポーターの募集内容及び配置状況をホームページに記載することは可能であると考えております。

項目6、「ALT及びコーディネーターの方々の現状やご意見について」ですが、研修会やアンケート調査、また、個別の面接等を通して情報を収集しております。アンケート等により集約したALTや英語指導コーディネーターの意見については、英語教育推進委員会の中で検討してまいりたいと考えております。

以上で説明は終わりとさせていただきます。

【委員長】

ただいま指導課長から説明がございましたけれども、追加で、この点はどうかというご確認も含めまして、各委員の方よりご意見をお伺いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

【委員】

この陳情の採択、不採択の決定の要件はどのようになっていますか。例えば、1は採択しても、2は採択できないという採択の仕方ではないと思いますが、このことについてお聞きしたいと思います。

【委員】

陳情の事項が2つあるけれども、それについて別個に採択できるのかどうかということでしょうか。

【総務課長】

この陳情の審議方式ですけれども、一括方式という形をとります。つまり、陳情事項が2件ございますが、これを表題の「小学校の英語教育についての陳情」そのものについての採択、もしくは不採択という結論を出していただき、不採択の場合には、その理由を付して通知いたします。採択の場合には、すべての項目について採択となります。

【委員】

この陳情は、非常に理解できるところが多くて、気持ちはとてもわかります。

ただ、陳情の趣旨の1番目として「学識経験者、学校関係者、保護者、市民などの意見を広く公平に募ることを旨とした窓口を設けること」とありますけれども、ご承知のように、船橋市の小学校では、英語教育がまだ始まったばかりでございまして、とりあえず、英語教育推進委員会というものがあり、そこでは意見が広く公平に出されているだろうと思います。「窓口を設ける」ということも、引き続き、指導課が窓口となって、意見をお聞きするということなので、新たに窓口を設けることは別にしなくてもよいのではないかというような気持ちもいたします。

【委員】

英語教育推進委員会のメンバーは何人ぐらいいらっしゃるのですか。

【指導課長】

大学の教授が1名、小学校と中学校の代表が各1名、教務主任の代表が2名、保護者の代表が1名、市民の代表が1名の計7名と、それから事務局からは教育次長と指導課長が入るという形になっております。

【委員】

英語教育推進委員が検討していくという意味では、広くご意見を伺うメンバーで、それだけの人数にお願いをしてやっているということで、英語教育推進委員会が機能しているのだろうと思います。

窓口機能に関して、議案書2ページの「市が取り組んでいる英語の授業に対し、具体的な提案やアイデアを持っているが、提案を受け付けてもらう方法や窓口が明らかでなく、丁寧に聞いてもらえるか疑問がある」という点についてですが、これは、担当課として指導課が窓口機能を果たしていくわけですね。

【指導課長】

窓口として、指導課が担当しております。今までも市民の方からいろいろなご意見をいただいておりますが、多少、紹介しますと、「英語だけ重視していいのか」、「小学校から教える必要があるのか」、「欧米に偏っているのではないか」というご意見をいただきました。また、指導課だけではなくて、市民の声を聞く課にもご意見をいただいております、中学校の英語の教科書について、「今のもので適切なのか」というご意見をお伺いしております。

ただ、指導課が十分に窓口としての機能を広報しているかということになりますと、まだ十分ではないと判断しておりますので、そういう点では、広報の必要があると思います。

【委員】

市民の方、特に保護者の方がご意見をどこに持っていけばよいかわからない状態というのは良くないと思いますので、指導課に窓口があって、そこでご意見を承っているということの周知が必要だと思います。

【委員】

英語教育推進委員会は任期が1年で、7名のメンバーで構成されていますけれども、これは、毎年7名という人数で固執しているわけではなく、意見をもっと幅広く聞きたいということになると、7名が10名になったり、15名になったりする可能性というのはあるのでしょうか。

【指導課長】

英語教育推進委員会は要項に基づいて設置しており、要項の中では、先ほど申しあげましたメンバーで固定してありますが、要項の変更等を行えば、その人数を変えることは可能であります。

【委員】

英語教育についての意見を受け付ける窓口が指導課であるということを知するような具体的な案はございますか。

【指導課長】

指導課のホームページには、英語指導コーディネーター等の募集に関することについて掲載したという経緯はございますが、ご意見を承る窓口が指導課であるというような広報活動は現在のところしておりませんので、今後、ホームページ等の活用を図りながら、その中で行なっていきたいと考えております。

【教育長】

陳情の趣旨2の項目6ですが、「ALT及びコーディネーターの方々の現状やご意見などについて」、これをホームページなどに掲載して、公開していただきたいということですね。指導課長にお伺いしますが、こうした内容をホームページ等で公開した場合のメリットやデメリットについて、どんなことが考えられますか。

【指導課長】

まず、メリットといたしましては、広く意見をALTやコーディネーターからも聞くということで、意見の幅が広がるということがあると思います。

ただ、これにつきましては、アンケートという形で現在も行っておりますので、そのメリットは今も生かされているのではないかと思います。

デメリット面としては、ALTにしても、コーディネーターにしても、いろいろな考え方があっていいわけですが、それが精査されないまま、一律に公開されてしまうと、市全体の方向性がまとまりにくくなるということが考えられます。

【委員】

英語教育推進委員会では広く意見を公平に募るということですが、このメンバーの構成を公募のような形にすることは可能でしょうか。そうすると、本陳情の趣旨の1に少し近づくとと思いますが、いかがでしょうか。

【指導課長】

それは要項の中で公募の形をとるということに変更すれば、可能になるかと思います。

【委員】

陳情の趣旨2の項目5、「地域の活力がどのような形で活性化されているのかについて」ですが、「活性化」といっても、いろいろな分野があると思います。その部分で、教育委員会として、具体的にこういう形で活性化していこうとか、活性化されるように努力していこうという考えはございますか。

【指導課長】

現在、千葉大や神田外語大学との連携の中で、学習サポーターとして学生28名を小学校5校に派遣しているという状況でございます。そのほかの市民協働につきましては、現在、市内英語サー

クルの方々等との話し合いの中で、公募で広く募って、学習サポーターとして、学生と同じような活動をしていただくという方向で進めております。

【委員】

「陳情する理由」の中に、特区制度の趣旨について、地域活性化に取り組んでいる個人や団体からの直接の提案の活用や、自治体と市民の協働に大きく視点を置いていくということのご指摘がございますが、この点に関しては、今説明があったような方向性で推進していくという考えでよろしいのでしょうか。

【指導課長】

はい、そのようにしていきたいと考えております。

【委員】

新規事業なので、取り組んでいるうちにさまざまな問題が生じてきて、そうした問題をどう調整できるかということも重要になると思いますが、コーディネーターやALTの方から英語教育推進委員のところに現状やさまざまな意見が集められて、そこで調整されたり、検討されたり、改善に向けて提案されたりというようなことが実際には進められているということでしょうか。

【指導課長】

昨年度実施しておりましたが、英語教育推進委員の方々に推進協力校における推進状況等を見ていただく機会を設けたり、各学校に対するアンケートや校長会からの要望、ALTやコーディネーターからのアンケート等を事務局でとりまとめ、英語教育推進委員会にお示しして、その中で検討していただくという方式で行っております。

【委員】

そうしますと、陳情の趣旨1については、市民の皆様や保護者の方のご意見をきちんと受けとめていく窓口としては、主管課の指導課が対応しているし、今後も対応していくということで理解してよろしいですか。

【指導課長】

はい、そのとおりです。

【委員】

陳情の趣旨2については、項目6のように、英語教育推進委員会が意見を集約して公開できる形でもってホームページに情報を掲載していくことは可能であろうということも含めて、現状では、まだ公開が足りないところがあるので、ある程度、見通して進めていきたいということではよろしいですね。

【指導課長】

そのとおりです。

【委員長】

委員の方々のご意見も合わせますと、2つの方向がありますが、つけ加えて何かご意見等ございますでしょうか。

【委員】

基本的には、陳情の趣旨2番の項目1から項目4につきましては、今後の努力事項とあわせまして、船橋市教育委員会が取り組んでいくものでございますので問題ないと思いますが、陳情の趣旨1番の「窓口を設けること」に関しては、新たに窓口を設ける必要もなかろうというふうに解釈いたしますし、陳情の趣旨2番の項目5と項目6についても、新規事業として立ち上がったばかりにしては、少し幅広く捉え過ぎているのかなという気がいたします。

【教育長】

委員長がおっしゃられることは、事務上のことですか、あるいはもっと小中学校で行われている英語教育について、市民の方にうんと知らしめることが必要であるというようなことがほとんどです。

ただ、先ほど、陳情について事務上の説明が総務課長からありましたけれども、全ての項目について、この陳情のとおりしますということになると、難しい部分もあると思いますので、私は、全部は認められないと考えています。つまり、一括採択、一括不採択という立場から考えますと、不採択ということですが、良いご指摘がたくさんあるので、そうしたことについては努力して推進すべきだと思います。

【委員】

市民の方が小学校における英語教育に高い関心を持っていただいております、お力を貸していただける熱意というものが、この陳情からも感じられますし、保護者や市民の方が英語教育に力を注いでいきたいという思いはとても貴重です。その意思をこうした形で表明してくださったことで、私どもは、とても勇気づけられました。

今後、教育委員会の説明責任をきちんと果たすということでは、さらに努力が必要なところもありますが、指導課長の説明にあったように、具体的に実践していくことが可能だと思いますので、それは進めていただきたいと思います。陳情の趣旨1番については、新たに組織を変更していくというより、今ある体制をまずしっかり機能できるよう進めていくということで、少しお時間をいただいております。

【委員長】

他にご意見はございませんでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、挙手による採決をしたいと思います。

先ほど、総務課長から説明がありましたように、陳情に関しては一括採決ですので、陳情の趣旨1と2あわせて陳情をお受けするか、不採択にするかという判断になりますので、採択に賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。それから、挙手をされない場合は不採択とみなしますので、ご了承いただければと思います。

それでは、陳情第1号「小学校における英語教育についての陳情について」を採択することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【各委員】

挙手なし。

【委員長】

挙手なしにより、陳情第1号の陳情については不採択とすることに決しました。

先ほど、教育長から意見がありましたが、こちらで努力が可能なところは、ご意見を出しながら出来る限り進めていくよう、指導課長、よろしくお願いします。

続きまして、議案第42号について、総合教育センター、説明願います。

【総合教育センター所長】

議案第42号「平成20年度船橋市立船橋特別支援学校高等部第1学年入学者募集要項について」ご説明申し上げます。

船橋市立船橋特別支援学校管理規則第22条の高等部に入学する生徒の募集及び入学者の選抜の方法について、必要な事項は教育委員会が別に定めることになっており、船橋市教育委員会組織規則第3条第14号に基づきまして、議決いただくものでございます。

募集要項につきましては、昨年度とほぼ同様の内容になっておりますが、1点、変更がございます。

4ページ、募集要項をご覧ください。3、入学願書・調査書等の交付場所及び交付期間の(2)交付期間についてでございますが、昨年度までは、土曜日、日曜日のみ交付期間から除外しておりましたが、今年度は22日火曜日も交付期間から除外しております。その理由につきましては、22日火曜日が特別支援学校の公開研究会の予定日となっており、対応が十分に行えないということが予想されるためでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

【委員】

今までもそうだったと思いますが、入学願書の提出期間が3日間だけということで支障はないわけですか。

【総合教育センター所長】

これまで特に支障はございませんでした。

【委員長】

ほかにご意見ご質問などございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第42号「平成20年度船橋市立船橋特別支援学校高等部第1学年入学者募集要項について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第42号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

初めに、報告事項（1）について、文化課、報告願います。

【文化課副主幹】

報告事項（1）「第53回船橋市合唱祭について」ご説明いたします。7ページをご覧ください。船橋市合唱祭は、船橋市合唱連盟に所属している各団体の発表の場と合唱団体相互の交流を図ることを目的に、12月2日に市民文化ホールにて開催いたします。お手元の開催チラシにもございますように、出演団体は46団体です。選評及び指導講師は、合唱指揮者の松浦ゆかりさんと作曲家の信長貴富さんです。広く、市民の皆様に日ごろの練習の成果と合唱の楽しさを味わっていただければと願っております。よろしくお願いいたします。

文化課からは以上です。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、この件に関してご意見ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、報告事項（２）及び報告事項（３）について、続けて生涯スポーツ課、報告願います。

【生涯スポーツ課長】

報告事項（２）平成19年度第59回千葉県民体育大会の結果については、お手元にお配りいたしました資料のとおりであります。昨年に引き続きまして、2年連続男女総合優勝を目指していたのですが、残念ながら、優勝は逃しました。しかし、男子総合2位、女子総合2位の男女総合2位でございますので、輝かしい成績であったと思います。

報告事項（２）については、以上でございます。

続きまして、報告事項（３）「2007船橋市民マラソン大会実施の報告について」は、別表で資料を配布いたしましたが、申込者数は771名、実際の参加者数は663名でございました。

新聞記事も机上に配布いたしましたので、後ほどご覧下さい。

以上、報告といたします。

【委員長】

ただいま、報告がございましたが、何かご意見等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

特に事故などございませんでしたか。

【生涯スポーツ課長】

はい、事故はございませんでした。

【委員長】

これだけたくさんの方にお集まりいただいて、無事に1つの行事が終わってよかったと思います。先ほどご報告いただいた文化課の合唱祭もそうですし、このマラソン大会もそうですけれども、

市民の方がこれだけたくさん参加してくださる行事を1つ1つ成功させていくというのは、とても意味があると思いますので、また力を尽くしていただければと思います。

本日予定しておりました議案等の審議は終了いたしました。ほかには何かございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、私からご報告させていただきます。

お手元に資料をお配りいたしました。11月6日、7日の2日間、市町村教育委員会研究協議会（第一ブロック）が開催され、1日目は私と篠田委員が出席し、2日目の分科会には村瀬委員が出席いたしました。

1日目の行政説明では、「初等中等教育をめぐる課題と動向」について勉強いたしました。

続きまして、基調講演では、東京都の教育委員長もされている木村先生が「学校が取り組むべき課題と教育の質の保証」についてお話をされ、その後、「教育の質をいかに保証するか」についてパネルディスカッションを行ない、1日目の研修は終わりました。

2日目は、村瀬委員が「学校評価の目指すものと教育委員会の役割」についての第一分科会にご参加いただきましたので、後ほどご報告いただきたいと思います。

行政説明では、主に①の教育基本法及び教育三法の改正について力点が置かれていました。その中で特に、幼稚園に関する規定の改正について強調されておられましたので、お手元の資料に記載いたしました。今まで、幼稚園は学校種の中の最後に記載されていましたが、それが先頭に来て「義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの」という位置づけがしっかりと書き込まれました。2点目は「家庭及び地域の幼児期の教育の支援に努めなければならない」ということで、今後、改定される学習指導要領にも、幼稚園が地域の幼児教育の支援センターとしての役割を十分に果たすように、という内容が明記される方向のようです。船橋市の場合は、幼稚園がすべて私立幼稚園ということもあり、今までかわりが薄かったところがあると思いますけれども、「家庭と地域の幼児教育の支援センター」ということになると、担当課だけで進めていくのは、なかなか難しいので、主管課を中心に協力しながら進めてもらいたいと思います。

②教育委員会のあり方について、この教育委員会会議に直結することでもありますが、ここに記載した6点については、教育委員がすべき仕事であるということを繰り返しお話しされましたので、心して取り組んでいきたいと思います。また、学識経験者の知見を活用し、教育委員会自体が活動の点検評価を実施するべきであるということが課題としてあげられております。木村先生のお話では、毎年ではなくても、2、3年に1回実施すればよいと緩やかにおっしゃっていましたが、文部科学省は毎年実施するべきだとしておりますので、どのように進めていくか、検討が必要であるということでした。

③の教育職員免許法については、更新制が導入されるということが1点、それから、指導が不適切な教員に対しては、人事管理を厳格化するということが非常に強調されており、処分を受けたら

免許剥奪だというようなお話もありました。

基調講演の中では、木村先生が、大きく3つの点について強調されていました。まず、①教育委員会の活動においては、透明性を確保し、説明責任を果たすことは絶対条件であるということです。そうしたことを実践するために、②第三者による評価委員会を構成して、子どもがつくった教育委員会の自己評価書を評価委員会が仮評価して、結果を当該教育委員会に1回戻して意見を聞き、最終結果を作成するというのが具体的な手続きだろうということです。③、「教育免許更新制度の導入」に関しては、世界的に見ても、日本の教員の資質は高く、とても日本の教育はうまくいっている。それは先生方の努力の結果であるということを強調されていました。

それから、④、木村先生は、学力調査に関してデータをお示しになり、平成5年度、平成6年度、平成13年度、それから今年度行った学力調査結果から、決して学力は落ちていないということを主張されていました。確実に好転しているにもかかわらず、マスコミはそのように発表しないというのがご不満のようでしたが、ただ、「知識獲得に比べて、活用能力は落ちる」という状況が数値でも出ております。この点に関しては課題です。諸外国に比べ、日本は驚くほど地域格差がないというのは画期的なことであり、子供たちの勉学意欲と生活習慣がともに平成5、平成6年から比べれば大幅に改善されている。これも現実だと思います。これは、先生方の努力の賜物で、教育委員会も一緒になって高い目標に向かって頑張っていく必要があるとおっしゃっていました。

続きまして⑤、なぜ教師批判が日常化し、「教師の資質向上を図るべきだ」と国民が声をあげるのかについては、総体的に教育熱心であるということも考えられますが、保護者が教育についてきちんと理解をするとか、保護者がともに取り組めるようなことを専門に行なう人を学校に配置することも必要なのではないかと先生はおっしゃっていました。

今後、ますますこの傾向は強まると思われ、これを一般教職員に要求するのは困難ですので、保護者対応の専門家の育成と配置を学校に決めてもらいたいということです。

そして、⑥「イギリスの教育視察」についてですが、イギリスは、社会階層でかなりの貧富格差がありますが、貧困地域、とくに有色人種の割合が7割、白人が3割しかいないというような地域で、しかも要保護世帯が非常に多いとされる最悪の教育環境の地域の学校で、何倍もの志願倍率をクリアした校長先生が、13年間経営に取り組んだ結果、その学校が現在ではイギリス国内で学力検査トップ校になったということでした。様々なハンディキャップがありながらも、教育が持つ力は非常に大きいということを木村先生はおっしゃっていました。

ただし、13年間、楽に経営していたわけではないので、その校長の力量も相当必要であるし、教職員の努力も大きいけれども、現実として、イギリスでは、こうしたことが実現できるということが大きな注目を浴びて、いろいろな形で地域改革を拡大しているということでしたので、私たちも希望を持って取り組んでいきたいと思ったところです。

パネルディスカッションは省略します。

2日目の分科会については、村瀬委員からご報告いただきます。

【委員】

分科会の提言は、「学校評価の目指すものと教育委員会の役割」ということでございますけれども、

三重県の津市教育委員会と三重県の津市南ヶ丘小学校の校長先生が最初に提言なされました。

津市におきましては、ごく最近、2市8村の合併で人口が増え、それに伴って学校が増えたことで、まだ学校間の提携などについて模索しているのではないかと見受けられました。そのために、学校経営品質という手法を目指して、学校が教育という行政サービスを行うことによって、児童生徒をはじめ、保護者、地域の方々、卒業生、企業、ひいては一般国民の皆さんに人づくりという価値を提供しているということです。「学校経営品質」というのは、このような価値を提供する相手方の立場を意識して、今の組織全体を見つめ直し、継続的な改善活動を行うことにより、だれからも高く評価され、信頼されるような学校経営の仕組みを、学校みずからがつくり上げていくことだということです。校長のリーダーシップのもとに学校経営品質の取り組みを行なうことで、より一層、学校経営の質の向上を図り、信頼される学校づくりを目指そうということで、ごく最近、合併してから、この導入を取り入れているということでございます。

南ヶ丘小学校では、それを柱として積極的に学部評価を実践しており、メンバーとしては、PTAの会長だとか、地域の組織関係者、公募委員など、私ども船橋市教育委員会の外部評価とほぼおなじようなところですよ。船橋市では、去年ぐらいから始まりましたが、お話をお聞きしていると、取り組んでいる内容はそれほど変わらないと思えました。

その後、府中市教育委員会の教育長から、「第三者評価を取り入れた、開かれた学校づくり」という提言がございましたけれども、これは、外部評価のスタンスとはちょっと違って、大学の教授や企業の社長が入っていたり、一般公募もありましたが、パネルで見せていただきますと、最初の5年間は、3校ぐらいしか第三者評価を取り入れている学校はなかったです。それが8校になり、10校になり、12校になっていきました。だから、延べにすると8年から10年ぐらいかけて、やって少しずつ動き出したのかなという感じを受けました。こうしたことは、答えがすぐ出るものではないですから、取り組んでいくうちに、次第に機能して、いいものになってくるのだと思えました。

以上です。

【委員長】

何か、ご質問などございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

これで教育委員会会議11月定例会を閉会いたします。